

県立特別支援学校の就学区域

校名	分校名	障害種別	区域
広島中央特別支援学校		視覚障害	広島県一円
広島南特別支援学校		聴覚障害	広島市、三原市（大和町に限る。）、府中市（上下町に限る。）、三次市、庄原市、大竹市、東広島市（黒瀬町、黒瀬松ヶ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野一丁目及び二丁目、黒瀬檜原北一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原東一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原西一丁目及び二丁目並びに安芸津町を除く。）、廿日市市、安芸高田市、江田島市（江田島町を除く。）、安芸郡、山県郡、豊田郡、世羅郡（世羅町のうち小国、上津田、黒川、下津田、中、長田、山中福田、吉原に限る。）及び神石郡
尾道特別支援学校		聴覚障害	三原市（大和町を除く。）、尾道市、福山市、府中市（上下町を除く。）及び世羅郡（世羅町のうち小国、上津田、黒川、下津田、中、長田、山中福田、吉原を除く。）
		知的障害	尾道市（百島町、浦崎町、因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町及び瀬戸田町を除く。）
	しまなみ分校	知的障害	尾道市（因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町及び瀬戸田町に限る。）

広島特別支援学校	知的障害	広島市（安佐南区（東原一丁目から三丁目まで、西原一丁目から九丁目まで、祇園一丁目から八丁目まで、祇園町、長束一丁目から六丁目まで、長東西一丁目から五丁目まで、長束町、山本一丁目から九丁目まで、山本新町一丁目から五丁目まで及び山本町に限る。）及び安佐北区（白木町、狩留家町、小河原町、上深川町、深川町、深川一丁目から八丁目まで、亀崎一丁目から四丁目まで、真亀一丁目から五丁目まで、倉掛一丁目から三丁目まで、落合一丁目から五丁目まで、落合町、落合南一丁目から九丁目まで、落合南町、口田町、口田一丁目から五丁目まで、口田南一丁目から九丁目まで及び口田南町に限る。）に限る。）
	肢体不自由	広島市、呉市、三次市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡
福山特別支援学校	肢体不自由	竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、豊田郡、世羅郡及び神石郡
西条特別支援学校	肢体不自由	東広島市
広島西特別支援学校	病弱	独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している者（入院する見込みの者を含む。）
廿日市特別支援学校	知的障害	広島市（佐伯区に限る。）、大竹市及び廿日市市

福山北特別支援学校		知的障害	福山市（赤坂町、今津町、今津町二丁目から七丁目まで、内海町、神島町、金江町、神村町、草戸町、熊野町、佐波町、瀬戸町、高西町、高西町一丁目から四丁目まで、田尻町、津之郷町、鞆町後地、鞆町鞆、走島町、東明王台、東村町、藤江町、本郷町、松永町、松永町一丁目から七丁目まで、南今津町、南松永町一丁目から四丁目まで、宮前町一丁目及び二丁目、水呑町、水呑向丘、明王台一丁目から五丁目まで、柳津町、柳津町一丁目から五丁目まで、山手町、山手町一丁目から七丁目まで並びに沼隈町を除く。）、府中市（上下町を除く。）及び神石郡
三原特別支援学校		知的障害	竹原市、三原市、東広島市（河内町、入野中山台一丁目から五丁目まで、河内臨空団地及び安芸津町に限る。）、豊田郡及び世羅郡（世羅町のうち青近、赤屋、伊尾、宇津戸、小世良、小谷、川尻、甲山、西上原、東上原、別迫、青水、青山、井折、賀茂、京丸、黒淵、三郎丸、重永、津口、寺町、田打、徳市、戸張、中原、西神崎、東神崎、堀越、本郷及び安田に限る。）

呉特別支援学校		知的障害	<p>広島市（安芸区に限る。）、呉市（焼山町、焼山ひばりケ丘町、焼山此原町、焼山松ケ丘一丁目及び二丁目、焼山桜ケ丘一丁目から三丁目まで、焼山政畝一丁目から三丁目まで、焼山西一丁目から三丁目まで、焼山中央一丁目から六丁目まで、焼山東一丁目から四丁目まで、焼山南一丁目及び二丁目、神山一丁目から三丁目まで、焼山三ツ石町、焼山宮ケ迫一丁目及び二丁目、焼山北一丁目から三丁目まで、焼山本庄一丁目から五丁目まで、焼山泉ケ丘一丁目及び二丁目、押込町、押込一丁目から六丁目まで、押込西平町、苗代町、栃原町、郷原町、郷原学びの丘一丁目及び二丁目、郷原野路の里一丁目及び二丁目、音戸町、音戸町坪井一丁目から三丁目まで、音戸町引地一丁目及び二丁目、音戸町鯛浜一丁目から三丁目まで、音戸町北隠渡一丁目及び二丁目、音戸町南隠渡一丁目から四丁目まで、音戸町高須一丁目から三丁目まで、音戸町波多見一丁目から十一丁目まで、音戸町畑一丁目から三丁目まで、音戸町有清一丁目及び二丁目、音戸町先奥一丁目から三丁目まで、音戸町藤脇一丁目から三丁目まで、音戸町早瀬一丁目から三丁目まで、音戸町田原一丁目から三丁目まで、音戸町渡子一丁目から三丁目まで並びに倉橋町に限る。）、江田島市及び安芸郡</p>
庄原特別支援学校		知的障害	<p>府中市（上下町に限る。）、三次市、庄原市及び世羅郡（世羅町のうち青近、赤屋、伊尾、宇津戸、小世良、小谷、川尻、甲山、西上原、東上原、別迫、青水、青山、井折、賀茂、京丸、黒淵、三郎丸、重永、津口、寺町、田打、徳市、戸張、中原、西神崎、東神崎、堀越、本郷、安田を除く。）</p>

広島北特別支援学校		知的障害	広島市（中区、東区、南区、西区、安佐南区（東原一丁目から三丁目まで、西原一丁目から九丁目まで、祇園一丁目から八丁目まで、祇園町、長東一丁目から六丁目まで、長東西一丁目から五丁目まで、長束町、山本一丁目から九丁目まで、山本新町一丁目から五丁目まで及び山本町に限る。）、安佐北区（白木町、狩留家町、小河原町、上深川町、深川町、深川一丁目から八丁目まで、亀崎一丁目から四丁目まで、真亀一丁目から五丁目まで、倉掛一丁目から三丁目まで、落合一丁目から五丁目まで、落合町、落合南一丁目から九丁目まで、落合南町、口田町、口田一丁目から五丁目まで、口田南一丁目から九丁目まで及び口田南町に限る。）、安芸区及び佐伯区を除く。）、安芸高田市及び山県郡
沼隈特別支援学校		知的障害	尾道市（百島町及び浦崎町に限る。）及び福山市（赤坂町、今津町、今津町二丁目から七丁目まで、内海町、神島町、金江町、神村町、草戸町、熊野町、佐波町、瀬戸町、高西町、高西町一丁目から四丁目まで、田尻町、津之郷町、鞆町後地、鞆町鞆、走島町、東明王台、東村町、藤江町、本郷町、松永町、松永町一丁目から七丁目まで、南今津町、南松永町一丁目から四丁目まで、宮前町一丁目及び二丁目、水呑町、水呑向丘、明王台一丁目から五丁目まで、柳津町、柳津町一丁目から五丁目まで、山手町、山手町一丁目から七丁目まで並びに沼隈町に限る。）
黒瀬特別支援学校		知的障害	東広島市（河内町、入野中山台一丁目から五丁目まで、河内臨空団地及び安芸津町を除く。）

呉南特別支援学校	聴覚障害	呉市、竹原市、東広島市（黒瀬町、黒瀬松ヶ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野一丁目及び二丁目、黒瀬檜原北一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原東一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原西一丁目及び二丁目並びに安芸津町に限る。）及び江田島市（江田島町に限る。）
	知的障害	呉市（焼山町、焼山ひばりヶ丘町、焼山此原町、焼山松ヶ丘一丁目及び二丁目、焼山桜ヶ丘一丁目から三丁目まで、焼山政畝一丁目から三丁目まで、焼山西一丁目から三丁目まで、焼山中央一丁目から六丁目まで、焼山東一丁目から四丁目まで、焼山南一丁目及び二丁目、神山一丁目から三丁目まで、焼山三ツ石町、焼山宮ヶ迫一丁目及び二丁目、焼山北一丁目から三丁目まで、焼山本庄一丁目から五丁目まで、焼山泉ヶ丘一丁目及び二丁目、押込町、押込一丁目から六丁目まで、押込西平町、苗代町、枳原町、郷原町、郷原学びの丘一丁目及び二丁目、郷原野路の里一丁目及び二丁目、音戸町、音戸町坪井一丁目から三丁目まで、音戸町引地一丁目及び二丁目、音戸町鱒浜一丁目から三丁目まで、音戸町北隠渡一丁目及び二丁目、音戸町南隠渡一丁目から四丁目まで、音戸町高須一丁目から三丁目まで、音戸町波多見一丁目から十一丁目まで、音戸町畑一丁目から三丁目まで、音戸町有清一丁目及び二丁目、音戸町先奥一丁目から三丁目まで、音戸町藤脇一丁目から三丁目まで、音戸町早瀬一丁目から三丁目まで、音戸町田原一丁目から三丁目まで、音戸町渡子一丁目から三丁目まで並びに倉橋町を除く。）

※次表の地域等においては、各分級・分教室の設置目的を踏まえ、当該本校の分級・分教室とする。

本校	分級・分教室	地域等
西条特別支援学校	八本松分級	広島県立障害者療育支援センターわかば療育園に入所している者（入所する見込みの者を含む。）
三原特別支援学校	大崎分教室	保護者の住所が大崎上島町の者
呉特別支援学校	江能分級	保護者の住所が江田島市、呉市（音戸町及び倉橋町に限る。）の者

※次表の地域に保護者の住所が属する者（聴覚障害者に限る。）は、同表の左欄に掲げる特別支援学校に就学することができる。

校名	地域
呉南特別支援学校	東広島市（黒瀬町、黒瀬松ヶ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野一丁目及び二丁目、黒瀬檜原北一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原東一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原西一丁目及び二丁目、福富町、豊栄町、河内町、入野中山台一丁目から五丁目まで、河内臨空団地並びに安芸津町を除く。）及び安芸郡（熊野町に限る。）